

申請書類について**■申請にあたっては、下記の書類がすべて必要です。**

- ① 令和 8 年度コミュニティ助成事業 要望書（別紙 2）及び別記様式第 1 号別表
- ② 令和 8 年度コミュニティ助成事業 申請事由書（別紙 4）
- ③ 令和 8 年度コミュニティ助成事業 現況写真（別紙 6）
- ④ 令和 8 年度コミュニティ助成事業 必要書類一覧表（別紙 8）に示されている
 - ・ No.4～7 までの書類 ⇒ 一般コミュニティ助成事業（ただし、土地を要する事業の場合は、No.8、9）
 - ・ No.4～12 までの書類 ⇒ コミュニティセンター助成事業
- ⑤ 土地を要する事業の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び公図（借地の場合は使用承諾書も必要）※コピーで可

※ 申請書受付にあたっては、添付書類すべてが揃っており、懷疑がないものを受理します。

（別紙 8：必要書類一覧表をご確認ください。）

※提出書類は原則 **A4 縦サイズ**としてください（説明資料は A3 横サイズも可）。上記以外のサイズの書類は添付しないようにお願いします。A4 横向き、A3 縦向きで印刷されたものは不可。

■以下は特に注意を要する事項です。**(1) 一般コミュニティ助成事業について**

設備の整備や備品の購入など、住民の総意に基づいた事業実施で確実性があるものであること。

(2) コミュニティセンター助成事業について**① 別紙 8：必要書類一覧表中 No.11 について**

財源に関する資料では、金融機関からの借入が必要な場合、借入計画書・返済計画書等の提出が必要です。

② 別紙 8：必要書類一覧表中 No.12 について

コミュニティセンター建設の総意確認資料として、総会等での議事録や総会資料（建設が区民の総意、自治総合センター助成を利用する等の文言として確認できるもの）が必要です。

(3) 土地を要する事業について

① コミュニティセンター建設については、地縁団体としての登録が完了している地区、または建設完了までに、確実に認可申請を行う必要があります。（建設後に建物登記が必要です。）

② 自治会所有の土地が望ましいとされています。抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）、相続手続き未済の土地での事業は対象外です。また借地の場合、土地所有者全員からの使用承諾書のほか登記事項証明書及び公図の提出が必要です。

※ その他、佐賀県や自治総合センターより追加資料を要求される場合もあります。